

## 須賀川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物 エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）、須賀川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成30年須賀川市規則第11号。以下「市規則」という。）等に基づき、須賀川市が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関して必要な事項を定め、もって事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令に定義するものとする。

### (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請書の受理)

第3条 市長は、法第29条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者（以下「消費性能向上計画認定申請者」という。）から建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請書（以下「消費性能向上計画認定申請書」という。）が提出された場合において、次に掲げる事項を確認し、支障がないと認めた場合は、当該申請書を受理するものとする。

- (1) 申請が建築物の新築等の工事に着手する前であること。この場合において、当該申請を取り下げた後、再度申請を行う場合も、同様とする。
- (2) 市規則第2条各号に掲げる区分に合致する場合は、それぞれ当該各号に定める図書が添付されていること。
- (3) 前号に規定する図書で、写しであるものが添付されたときは、原本と相違ないこと。
- (4) 記載事項の不確実、記載もれ、添付書類の不備、脱落等のないこと。

### (建築確認を伴う消費性能向上計画認定申請の審査)

第4条 市長は、消費性能向上計画認定申請者から、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうか須賀川市建

築主事（以下「建築主事」という。）の確認を受ける申出（以下「確認の申出」という。）がある場合は、消費性能向上計画認定申請者に対し、建築主事から法第 30 条第 6 項の規定による通知書が交付された場合は、認定することができないこととなる旨を説明した上で、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請とは別に建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請を行うよう依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の依頼をしたにもかかわらず消費性能向上計画認定申請者から確認の申出があり、法第 30 条第 2 項後段に規定する確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出があった場合は、確認申請書を受理し、法第 30 条第 3 項の規定により、速やかに当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「当該申出に係る計画」という。）を、建築主事に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る計画が、建築基準法第 20 条第 1 項第 4 号に定める基準に適合するかどうかを審査する必要があるときは、消費性能向上計画認定申請者に対して、別途、建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定に準ずる審査をあらかじめ受けてから、確認申請書を提出するよう依頼するものとする。
- 4 建築主事は、当該申出に係る計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により、市長に確認済証を交付するものとする。
- 5 前項の審査において、建築主事は、建はんにゆう築基準法第 93 条第 1 項の消防長等の同意を要するものについて、須賀川消防署長に同意を求めるものとする。
- 6 建築主事は、第 4 項の審査において、当該申出に係る計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は適合するかどうか決定できない正当な理由があるときは、建築基準法第 6 条第 4 項に定める期間内に、法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 14 項の規定により、その旨及びその理由を市長に通知するものとする。

（消費性能向上計画の認定及びその通知）

第 5 条 市長は、第 3 条の規定により消費性能向上計画認定申請書を受理した場合は、当該申請に係る計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果、適合することを認めたとき（法第 30 条第 6 項の規定による通知書の交付を受けた場合を除く。）は、速やかに認定し、

認定通知書を省令第 24 条第 1 項の規定により申請者に通知するものとする。

- 2 建築基準法第 6 条第 1 項及び同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請において、法第 35 条に規定する容積率の特例（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより、通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。）を受けることとなる場合の確認済証の交付は、前項の認定後とし、第 4 条の建築確認を伴う認定申請の場合の確認通知日は、確認済証の交付日と同日付けとする。この場合において、本特例の適用対象となる部分が、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び同条第 3 項に基づき容積率の算定の基礎となる延べ面積に不算入とする部分と重複する場合には、本特例の適用対象となる部分の床面積の算定に際し、建築基準法に基づき不算入とされた部分の床面積は含まない。
- 3 市長は、審査の結果、計画の内容が認定基準に適合しているものの、一部明らかな誤記等がある場合は、申請者に補正を求め、申請者が記載内容の補正を行った場合は、その補正箇所を確認し、改めて審査を行うものとする。
- 4 市長は、審査の結果、計画の内容が認定基準に適合しているかどうか不明な場合で、申請者に追加説明を求め、申請者から追加説明書の提出があった場合は、その内容を確認し改めて審査を行うものとする。この場合において、当該手続を経たにもかかわらず認定基準に適合しないと認めたとき、又は建築主事から法第 30 条第 6 項に規定する通知書の交付を受けたときは、認定を行わないものとし、認定しない旨の通知書（第 1 号様式）を申請者に通知するものとする。
- 5 市長が第 1 項の申請書を受理してから認定の通知又は認定しない旨の通知を行うまでの標準的な事務処理期間は、建築基準法第 6 条第 4 項に準じるものとする。
- 6 市長は、第 1 項の認定の通知の際に、認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）に対し、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した場合は、市規則第 5 条の規定により新築等の工事が完了した旨の報告書（第 2 号様式。以下「工事完了報告書」という。）を提出するよう求めるものとする。この場合において、工事完了報告書には、建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項で規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し又は建築士による工事監理者報告書及び工事写真の添付を求めるものとする。

(計画の取下げ)

第6条 市長は、消費性能向上計画認定申請者から取下げ申出書(第3号様式)により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請を取り下げる旨の申出があった場合は、受理後、当該取下げ申出書及び消費性能向上計画認定申請書の副本を消費性能向上計画認定申請者に交付するものとする。

(指定機関の事前審査を受けた認定申請等の審査)

第7条 市長は、消費性能向上計画認定申請書に市規則第2条各号に定める図書が添付されている場合は、第6条第1項の規定にかかわらず認定基準に適合するかどうかの審査を省略することができる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、添付された図書に疑義が生じた場合は、当該図書を発行した機関に発行事実を確認し、技術的審査の範囲に疑義が生じた場合には、必要に応じて当該機関に説明を求めるものとする。

4 第1項の認定の申請の際に、申請者から確認の申出があり、確認申請書を受理した場合は、第4条の規定を準用するものとする。

(計画の変更)

第8条 認定建築主から、法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請があった場合は、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定を準用するものとする。この場合において、認定建築主は、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合する旨を適切な方法で自主的に確認するものとする。

(認定を受けた計画の取止め)

第9条 市長は、認定建築主から認定通知書の原本を添付した取止め申出書(第4号様式)により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定建築物の新築等を取り止める旨の申出があった場合は、受理後、当該計画の認定を取り消し、速やかに認定取消通知書(第5号様式)を認定建築主であったものに通知するものとする。

(建築工事完了報告)

第10条 市長は、工事完了報告書を受理したときは、認定建築主が認定を受けた計画に従って新築等を行っているかどうかを検査済証の写し又は建築士による工事

監理者報告書及び工事写真並びに必要なに応じて行う現地調査により確認するものとする。この場合において、検査済証の写しと確認台帳とを照合し、日付等の整合を点検するものとする。

(報告の徴収)

第 11 条 市長は、必要に応じて、認定建築主に対して、法第 32 条に規定する新築等の状況について、報告を求める旨の通知書（第 6 号様式）により報告を求めるものとする。

(改善措置要求及び改善措置命令)

第 12 条 市長は、認定建築主が認定を受けた計画に従って新築等を行っていないと認めるときは、改善措置要求書（第 7 号様式）を交付し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により改善に必要な措置をとるよう求めたにもかかわらず、通知した期間内に認定建築主が必要な措置をとらない場合は、当該認定建築主に対して、相当の期間を定めて、改善措置命令書（第 8 号様式）によりその改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

(認定の取消し)

第 13 条 市長は、認定建築主が前条第 2 項の改善措置命令による措置をとらなかった場合は、法第 34 条の規定により計画の認定を取り消すものとし、当該認定建築主であった者に対し、速やかに認定取消通知書（第 9 号様式）により通知するものとする。

(認定建築主変更等届)

第 14 条 市長は、認定建築主が計画に基づく建築物を権利譲渡等により譲受人に譲り渡した場合は、認定建築主又は譲受人が単独又は共同で、当該建築物の名義を変更した旨を認定建築主変更届（第 10 号様式）により報告するよう求めるものとする。この場合において、計画の変更認定は必要としない。

2 前項の変更届には、売買契約書等の写しを添付させるものとする。

(誤記訂正)

第 15 条 市長は、認定建築主から誤記訂正届（第 11 号様式）により、建築物エネルギー消費性能向上計画の誤記訂正の申出があった場合は、受理後、誤記内容を認定台帳等に反映し、当該誤記訂正届の副本を当該認定建築主に交付するものとする。

（認定台帳）

第 16 条 市長は、この要綱に基づく申請内容及び事務処理の経過を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定台帳（第 12 号様式）に記載するものとする。

（図書等の保存）

第 17 条 市長は、認定を行った消費性能向上計画認定申請書及び消費性能基準適合認定申請書を 15 年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。